

令和3年9月3日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小磯 修二
(公印省略)

「令和3年度 BTOB プロモーション事業」の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

当機構では標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 委託事業名 令和3年度 BTOB プロモーション事業
- 2 業務委託期間 契約締結日～令和4年3月10日(木)
- 3 主な業務委託内容
 - (1) ターゲット市場の情報収集
 - (2) プレゼン資料の作成
 - (3) オンライン商談会の企画開催
 - (4) 商談会に参加した旅行会社へのフォローアップ
 - (5) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成
- 4 事業費 4,550,000円(消費税込み)
- 5 今後のスケジュール(予定)

9月3日(金)	公示・観光機構HPに掲載
9月10日(金)	企画提案参加表明
9月27日(月)	企画提案の受付・受領
9月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
10月上旬	契約締結・業務開始
- 6 その他
 - (1) 事業内容に関する質問は、参加表明締切より3営業日(9月15日(水))後の15時までメールでのみ受け付けます。(本事業に関する事業説明会は、実施いたしません。)
 - (2) 参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。
 - (3) 新型コロナウイルス感染拡大等の理由により実施時期の変更、事業規模の縮小を行う場合があります。

【お問合せ】

公益社団法人北海道観光振興機構
海外誘客部 担当：坂口

TEL：011-231-6736

E-Mail：e_sakaguchi@visithkd.or.jp

「令和3年度 BTOB プロモーション事業」に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年2月以降、訪日・来道外国人観光客が激減している状況にあるが、2021年4月に台湾とパラオ間及び同7月に韓国とサイパン間で、トラベルバブルを開始するなど、海外旅行が再開しているところである。旅行会社を介在した小規模な団体旅行から再開される可能性が高い為、コロナが収束した市場、ワクチン接種率の高い市場、重点メイン市場を対象に、OTAを含む旅行会社へのプロモーションを強化する必要がある。

本事業では、OTAを含む海外旅行会社を対象に、ポストコロナ時代における旅行形態や、訪問先、北海道旅行に関する市場ニーズの変化や動向等をヒアリングした上で、オンライン商談会を開催し、北海道の最新情報を提供することで、ポストコロナの旅行商品造成を促し、外国人観光客を誘致することを目的とする。また、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報発信も行うこととする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 次のいずれかの者であること。

- ① 道内に本・支店等を有する次のいずれかに該当する者であること。ただしコンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出すること。）
- ② 民間企業
- ③ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人
- ④ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託事業費（上限）

4,550,000円（消費税込み）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和4年3月10日（木）

(1) 業務スケジュール：

9月3日（金）	公示・観光機構 HP に掲載
9月10日（金）	企画提案参加表明
9月27日（月）	企画提案の受付・受領
9月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
10月上旬	契約締結・業務開始

※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

(2) 業務完了日

令和4年3月10日（木）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) ターゲット市場

中国（上海、北京2市場）、台湾、香港、シンガポール、マレーシア

(2) 対象市場へニーズのヒアリング

① OTAを含む海外旅行会社を対象に、ポストコロナ時代における旅行形態や、訪問先、北海道旅行に関する市場ニーズの変化や動向等をヒアリングする。

・各市場の大手訪日旅行会社（OTAを含む）を5社以上ヒアリングする。

② 収集した情報を11月下旬に中間報告書として提出し、公開可能な書類とする。

(3) 商談会開催について

① 開催期間 令和3年12月～令和4年2月

・各市場の実施時期について、具体的に提案すること。

・各市場の新型コロナウイルス感染状況等により、実施時期の変更または中止する場合がある。

② 開催方法 ビデオ会議システム等を使用したオンライン商談会とする

・商談会に係るビデオ会議システムの選定にあたっては、現地での利用率、通信の安定性を勘案し、最も適切と考えられるものを選定すること。

・海外旅行会社1社ずつとの個別商談とする。1商談あたり1時間程度とし、観光機構が同席する。

・北海道側のプレゼンテーション30分、情報交換30分程度とする。

・一日最大3商談とし、対象市場側の参加者に配慮した参加しやすい時間帯及びスケジュールで実施すること。

③ 商談会に参加する現地旅行会社等の選定

・各市場の大手訪日旅行会社（OTAを含む）を5社以上、上海、北京はそれぞれ5社以上を選定する。

・北海道へのこれまでの送客実績や送客への意欲を勘案し、高単価な旅行商品を販売する旅行会社、市場に影響力のある旅行会社から選定する。

・企画提案時に、商談会に参加予定の旅行会社リストを提出すること。

- ④ 本事業で作成するプレゼン資料について
- ・委託事業者が対象市場へのヒアリング結果に基づいて、市場ごとにプレゼン資料を作成する。
 - ・内容について、観光機構と相談した上で決定する。
 - ・プレゼン資料の言語について、対象市場のネイティブ言語を使用する。
- | | |
|--------------|----------|
| 中国 | 中国語簡体字 |
| 台湾 | 台湾繁体字 |
| 香港 | 香港繁体字か英語 |
| シンガポール、マレーシア | 英語 |
- ・ネイティブチェック体制を明確にし、誤字・脱字を生じることなく、現地で違和感のない内容で発信すること。
 - ・企画提案書にプレゼン資料のもくじを箇条書きで表示し、全体のボリューム等を明示すること。
 - ・デザインについて、必須とはしないが、イメージを添付することとする。

- ⑤ 商談会のプレゼンテーションについて
- ・委託事業者が対象市場のネイティブ言語で行う。
 - ・情報交換については、委託事業者が観光機構をサポートし、通訳する。
 - ・プレゼンターの選定にあたっては、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有する人物を選定すること。

- ⑥ 商談会の手配について
- ・商談会に必要な各種備品等を手配する。
 - ・商談会当日は、機器接続やセッティング等のサポートを行うこと。
 - ・商談会前に通信テストを必須とし、商談の際のトラブル防止施策を実施すること。
 - ・商談会会場は、観光機構の大会議室の利用を可とする。

- ⑦ 商談会開催後の効果的なフォローアップ
- ※商談会に使用したプレゼン資料や、商品造成に必要な観光情報をデジタルツールに格納し、商談会に参加した海外旅行会社に提供する。
 - ※商談会時に発生した問合せ等をフォローアップする。

(4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(5) KPIについて
商談会 30社以上の参加

- (6) 事業報告について
- ①各市場で収集した現地情報を報告書により提出すること。
 - ②事業の取り組み内容に応じた成果・効果測定・分析状況をおこない、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成すること。
 - ③ 事業完了報告書：紙媒体（A4 版）2 部

(7) 権利関係の整理

作成したプレゼン資料は、機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。USBメモリに格納し、提出すること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和3年9月10日（金） 午後3時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
(担当：坂口) E-mail: e_sakaguchi@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表
各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。
- (2) これまでの事業実績
観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業、BTOBプロモーションの実績について、過去2年分を記載すること。
- (3) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (4) 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (5) 見積書
各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。
協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。
※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版／両面、40ページ以内とする。
ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
(担当：坂口) 電話 011-231-6736
- (3) 提出期限 令和3年9月27日(月) **午後3時 ※時間厳守**
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、3名までとします。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。
※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
 - ①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。
 - ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
 - ③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処

理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度 BTOBプロモーション事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度 BTOBプロモーション事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

